

一宮市景観計画に基づく届出制度に関するQ&A

【届出対象行為】

番号	質 問	回 答
1	既存の建築物(工作物)の塗装の塗り替えについて、同色に塗り替える場合、届出は必要ですか？	従前と同じ色に塗り替える場合は、色彩変更に該当しないため、届出は不要です。
2	建築物の届出について、わずかな面積の塗り替えや改築においても、届出は必要ですか？	建築物については、以下に定める行為については、条例第17条第4号に規定する「良好な景観の形成に支障がないと市長が認める行為」とみなし、届出は不要です。 (1) 建築物の増改築に係る部分の延べ面積が10㎡以下となるとき。 (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕、増改築若しくは模様替えで、外観変更に係る鉛直投影面積の合計が10㎡以下となるとき。 (3) 色彩変更で、外観全体の鉛直投影面積の10分の1以下となるとき。
3	工作物の届出について、例えば既存の鉄塔に小さなアンテナを追加又は交換するだけでも、届出は必要ですか？	既存の鉄塔に付属するアンテナを同等のものに交換する場合は、届出は不要です。 また、工作物については、以下に定める行為については、条例第17条第4号に規定する「良好な景観の形成に支障がないと市長が認める行為」とみなし、届出は不要です。 ・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観変更に係る鉛直投影面積の合計が10㎡以下又は全体の鉛直投影面積の5分の1以下となるとき。
4	仮設の建築物や工作物にも、届出は必要ですか？	工事現場の現場事務所など、一定期間の使用の後に確実に撤去される建築物や工作物については、届出は不要です。
5	屋外広告物は届出の対象に含まれますか？	届出は不要です。屋外広告物の許可については、一宮市屋外広告物条例に従ってください。
6	大規模な工場敷地内等で、外部から見通せない場所での行為も届出が必要ですか？	届出は必要です。
7	敷地内に2つ以上の建築物があり、建築面積を合計すると届出が必要な面積を超える場合、届出は必要ですか？	同一敷地内に複数の建築物がある場合は、建築物の合計ではなく、各建築物ごとの建築面積又は高さが一定規模を超えているかで判断となります。
8	複数の建築物が通路でつながっていますが、そのうち1つの建築物を修繕する場合でも、全体の届出が必要ですか？	建築確認申請の建築物で切り分けて考えます。
9	景観条例施行前から景観形成基準を満たさない建築物を増築する場合、既存部分が基準に合うように同時に改築を行わなければいけませんか？ 例えば、基準外の色が使用されていた建築物を増築する場合、既存部分の塗り変えも必要ですか？	可能な限り既存部分も改築していただきたいですが、増築部分のみが景観形成基準を満たしていれば問題ありません。 例の場合では、既存部分の塗りかえは必要ありません。 既存部分を改築する際には、景観形成基準を満たすようにしてください。
10	届出対象外の行為については、景観に配慮しなくてもいいのですか？	良好な景観の形成のためには、届出対象外の行為であっても、周辺の景観と調和させることが大切です。 届出対象外の行為については、市から助言・指導・勧告等を行うことはありませんが、最大限の景観配慮をお願いいたします。 景観専門監の助言は必要となります。

【面積・高さの算定】

番号	質 問	回 答
11	建築物の増築を行う場合、増築部分の建築面積が届出対象建築面積を超える場合のみ届出対象となりますか？	増築部分の建築面積ではなく、増築後の建築物全体の建築面積が1,000㎡を超える場合は、届出が必要です。 ただし、質問2の(1)(2)に該当する場合は、届出が不要です。
12	建築物や工作物について、高さも届出対象条件になっていますが、次の場合は届出対象となりますか？ (A) 既存建築物が届出対象となる高さを超えているが、増築部分は超えない場合 (B) 既存建築物は届出対象となる高さを超えていないが、増築により超えることになる場合	増築後の建築物の高さで判断することとなるため、(A)(B)いずれの場合も届出が必要です。 ただし、質問2の(1)(2)に該当する場合は、届出が不要です。
13	建築物や工作物の高さに、避雷針等は含まれますか？	避雷針等は、高さには算入しません(建築基準法に準じます。) ただし、建築物又は工作物本体が届出対象になった場合は、避雷針等を含めて審査の対象となります。
14	ガラス等、無彩色の部分の色彩はどう扱われますか？	色彩基準内として取り扱います。 なお、色ガラスは景観形成基準の色彩に従ってください。